文化庁京都移転の実現・機能強化の推進等



(令和5年3月、文化庁京都庁舎除幕式を実施)

【提案・要望】

- 文化庁の京都移転と文化庁の更なる機能強化及び予算の抜本的拡充
- 文化関係独立行政法人(国立文化財機構、国立美術館、日本芸術文化振興会)の効果的な広報発信・相談機能の京都設置等を要望。

【成果】

(文化庁の京都移転と文化庁の更なる機能強化及び予算の抜本的拡充)

- 平成28年3月22日に、国が取りまとめた「政府関係機関移転基本方針」に、「外交関係や国会対応業務等の機能確保を前提とし、地方創生や文化財の活用など、文化庁に期待される新たな政策ニーズ等への対応を含め、文化庁の機能強化を図りつつ、全面的に移転」と明記された。
- 令和5年3月27日から文化庁が京都での業務を開始、5月15日に大半の職員が移転、約390人体制で京都での業務を行っている。また、移転にあわせて、「長官戦略室」、「食文化推進本部」及び「文化観光推進本部」が京都に設置された。

(文化関係独立行政法人)

○ 「<u>新・文化庁の組織体制の整備と本格移転に向けて</u>」 **外部リンク** において、本格移転を実施する時期に広報発信や相談に係る機能を京都に置くことについて、効果を含め具体的に検討を進めることとされた。

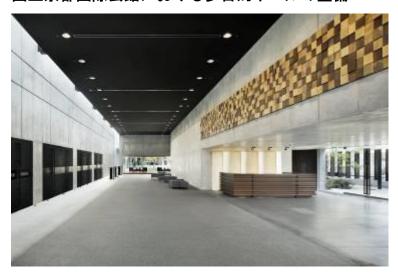
【関連 HP】

「文化庁の京都移転について」の外部リンク

【担当課(室)】

文化市民局 文化芸術都市推進室 文化芸術企画課 (TEL075-222-4200)

国立京都国際会館における多目的ホールの整備



【提案・要望】

○ 日本文化を世界に発信するための国立京都国際会館における多目的ホールの早期整備、4,000 ㎡規模への拡張整備を要望。

【成果】

[第 I 期: 2,000 mの多目的ホールの整備]

- 平成26年度の国の当初予算に設計費及び敷地調査費が計上された。
- 以降毎年度、多目的ホールの整備に係る経費が予算に計上された。
- 平成 30 年 10 月に、多目的ホールがオープン。

[第Ⅱ期:4,000 ㎡への拡張整備]

- 令和3年度及び令和4年度の2箇年にわたる国の当初予算に設計費及び 敷地調査費が計上された。
- 令和6年度の国の当初予算に工事費が計上された。
 - ※ 令和5年度の当初予算に工事費が計上されたものの、令和5年度の入 札不調を受けて、予算及び事業スケジュールの見直しが行われた。

【関連 HP】

「国立京都国際会館」の外部リンク

【担当課(室)】

総合企画局 総合政策室 SDGs 推進担当 (TEL075-222-3379)

古典の日の推進



【提案・要望】

- 古典を通じて伝統文化に親しみ、日本の心を次世代に継承していくために、「源氏物語」にゆかりのある11月1日を「古典の日」として定めることを提案。
- 「古典の日フォーラム」を文化庁と共同で開催することを提案。

【成果】

- 平成24年9月に「古典の日に関する法律」が公布及び施行。
- 令和4年度に開催する「古典の日フォーラム 2022」から文化庁との共催 で開催することが決定。

【関連 HP】

「古典の日推進委員会 HP」 (外部リンク)

【担当課(室)】

文化市民局 文化芸術都市推進室 文化芸術企画課(TEL075-222-3119) 教育委員会事務局 総務部 総務課(TEL075-222-3768)

東アジア文化都市 2017 京都市開催の実現



(第8回日中韓文化大臣会合(平成28年8月開催・韓国済州特別自治道))

【提案・要望】

○ 東アジアの人的・文化的交流の拠点として、京都市での「東アジア文化 都市 2017」の開催を要望。

【成果】

- 平成28年8月に京都市が開催都市に決定された。
- 平成29年8月26日に、第9回日中韓文化大臣会合に合わせて、東アジア文化都市の開催都市(2018年開催都市を含め13都市)及びASEAN文化都市(4箇国・都市)の代表者が集まる「東アジア文化都市サミット」が京都で開催された。

【関連 HP】

「文化庁報道発表 HP」 外部リンク

【担当課(室)】

文化市民局 文化芸術都市推進室 文化芸術企画課 (TEL075-222-4200)

和食、伝統的酒造りのユネスコ無形文化遺産登録





(京都酒造組合から提供)

【提案・要望】

○ 世界に向けて日本の文化を発信するために、長い歴史の中で種々の手法を凝らして引き継がれてきた京料理を代表とする「和食」や「伝統的酒造り」のユネスコ無形文化遺産登録への支援を要望。

【成果】

- 平成25年12月に「和食」がユネスコ無形文化遺産に登録。
- 令和6年12月に「伝統的酒造り」がユネスコ無形文化遺産に登録。

【関連 HP】

「京都をつなぐ無形文化遺産 HP」 (外部リンク)

【担当課(室)】

文化市民局 文化芸術都市推進室 文化財保護課 (TEL075-222-3130) 産業観光局 観光 MICE 推進室 (TEL075-746-2255)

京料理の国登録無形文化財への登録



【提案・要望】

○ 京都の料理人等により継承されてきた調理技術、接客、接遇、しつらえ 等々総合的な日本文化のもてなしを特徴とする伝統的な食文化「京料理」 について、国の登録無形文化財として登録することを要望。

【成果】

○ 令和4年11月に「京料理」が国登録無形文化財に登録。

【関連 HP】

「文化庁 HP」 外部リンク

【担当課(室)】

文化市民局 文化芸術都市推進室 文化財保護課 (TEL075-222-3130)

二条城の建造物及び障壁画の保存修理







(令和5年度に本丸御殿の本格修理が完了し、 令和6年9月から一般公開を開始)

【提案・要望】

○ 元離宮二条城における建造物等の保存修理事業及び障壁画修復に対する 財政措置を要望。

【成果】

○ 国の補助制度を活用し、唐門・築地、東大手門、二の丸御殿、本丸御殿等、建造物の本格修理(平成23年度から20箇年計画)や二の丸御殿の障壁画の保存修理(平成23年度から)を実施。

【担当課(室)】

文化市民局 元離宮二条城事務所 (TEL075-841-0096)

持続可能な観光の実現に向けた支援の充実

【提案・要望】

○ 持続可能な観光の実現に向けて、地域が実情を踏まえて実施する観光課 題対策に対する支援等を要望。

【成果】

- 令和5年10月に「オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策パッケージ」が取りまとめられ、住民を含めた地域の関係者による協議に基づく計画策定や、計画に基づく取組に対する包括的な支援を全国20地域で実施し、観光課題対策の先駆モデルを創出すること等が示され、令和6年3月には、京都市が先駆モデル地域に選定された。
- 国の補助制度を活用し、令和6年度は、嵐山地域の局所的な混雑緩和に向け、比較的混雑していない嵯峨エリアへの周遊を促すデジタルマップの作成や、誘導員による回遊ルートへの誘導を実施したほか、新たに運行を開始した観光特急バスの利用促進や地下鉄をはじめ鉄道を生かした移動経路の分散など市バスの混雑緩和に資する取組を実施。

【担当課(室)】

産業観光局 観光MICE推進室(TEL075-746-2255)

都市計画局 歩くまち京都推進室 (TEL075-222-3483)

交通局 企画総務部 職員課 (TEL075-863-5070)

交通局 企画総務部 企画調査課 (TEL075-863-5020)

交通局 自動車部 管理課 (TEL075-863-5112)

交通局 自動車部 運輸課 (TEL075-863-5121、075-863-5122)

観光の需要喚起や地域の消費拡大、修学旅行の実施、MICE 開催に向けた対策や環境整備及び支援の拡充

【提案・要望】

- 新型コロナウイルス感染症の影響による入国制限の厳しさによって、日本での MICE 開催が見送られ、諸外国で開催される事例が散見されていることを踏まえ、社会経済活動の回復や、日本の競争力の維持・向上に向けて、MICE の積極的な誘致に向けた、対策・支援を行うことを要望。
- インバウンドの受入再開に当たり、感染拡大防止との両立を図るため、状 況に応じた適切な水際対策、検疫体制整備、衛生管理等を行うことを要望。

【成果】

○ 令和4年10月11日以降、入国者数の上限が撤廃され、70の国・地域に 対する短期滞在向けの査証取得免除措置が再開された。

【担当課(室)】

產業観光局 観光 MICE 推進室 (TEL075-746-2255)

国際博物館会議 (ICOM) 2019 京都市開催の実現



(平成27年4月、ICOM本部とICOM日本委員会が市長を表敬訪問)

【提案・要望】

○ 京都市での「第 25 回国際博物館会議 (ICOM) 2019」の開催を要望。

【成果】

- 平成26年3月に京都市が国内開催候補地に決定。
- 平成27年6月に日本(京都市)での開催が決定。
- 令和元年9月、120の国と地域から大会過去最多となる4,590人が参加 した国際博物館会議(ICOM)京都大会2019が開催。

【担当課(室)】

産業観光局 観光 MICE 推進室 (TEL075-746-2255) 教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習推進担当 (TEL075-251-0420)

「観光立国・日本 京都拠点」の設置、ILTM Japan の開催



【提案・要望】

○ 京都が観光立国・日本の先導的役割を力強く果たしていくために観光庁 の移転を見据えた「観光立国・日本 京都拠点」の充実を要望。

【成果】

- 平成23年1月に京都市役所が「観光立国・日本 京都拠点」と位置づけられ、観光庁との共同プロジェクトがスタート。
- 平成25年3月には、観光庁と共同で誘致に取り組んできた「ILTM」 (ラグジュアリー層向け旅行商談会)の新規事業「ILTM Japan」が日本 で初めて京都で開催(平成27年3月まで3年連続開催)。

【担当課(室)】

産業観光局 観光 MICE 推進室 (TEL075-746-2255)

景観重要建造物等に対する相続税の軽減措置



【提案・要望】

○ 景観上重要な歴史的遺産やその周辺の景観を保全・再生するため、景観 重要建造物及び歴史的風致形成建造物に対する相続税の軽減措置を要望。

【成果】

○ 平成28年11月28日に示された、国税庁の質疑応答事例において、景 観重要建造物及び歴史的風致形成建造物の相続税評価については、評価 額の30%が控除されることとなった。

【担当課(室)】

都市計画局 都市景観部 景観政策課 (TEL075-222-3397)

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(通称「歴史まちづくり法」)の制定



【提案・要望】

○ 京都をはじめとした我が国を代表する歴史的な資産を守り、活用していくための制度的・財政的な特別措置を包括的に盛り込んだ法の制定を提案。

【成果】

- 「歴史まちづくり法」が平成20年11月に施行。
- 同法に基づき、本市の歴史的風致維持向上計画が認定(1期計画:平成 21年11月、2期計画:令和3年3月)。
- 同法に基づき、国の支援制度を活用し、上七軒歌舞練場をはじめとする 歴史的建造物の改修や無電柱化事業、道路の美装化を推進。

【担当課(室)】

都市計画局 都市景観部 景観政策課 (075-222-3397) 建設局 道路建設部 道路環境整備課 (075-222-3570)

スタートアップ・エコシステムの形成に向けた**支援の充実** 【提案・要望】

○ スタートアップへの補助制度の創設など、スタートアップ・エコシステム 形成に向けた支援の充実を要望。

【成果】

〇 令和2年1月24日に国が公募した「世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略」に対し、大阪府・大阪市、京都府、兵庫県・神戸市と連携した「大阪・京都・ひょうご神戸コンソーシアム」として申請した結果、令和2年7月15日に「グローバル拠点都市」に選定された。

国が実施する産学公連携や海外展開支援といった補助事業等に京阪神地域が優先的に採択される等、スタートアップ・エコシステム形成に向けた支援が充実した。

【担当課(室)】

産業観光局 産業イノベーション推進室(TEL075-222-3339)

「地方拠点強化税制」の本市全域への優遇対象拡大



【提案・要望】

○ 東京一極集中是正及び地方の持続的な成長を促進するための「地方拠点 強化税制」の継続及び本市全域への優遇対象拡大を要望。

【成果】

○ 令和6年3月30日付で税制改正が行われ、地方拠点強化税制の適用期限が2年間(令和7年度末まで)延長となった。

また、過去には、平成30年度の税制改正において、東京一極集中是正 に直接的に効果のある移転型事業の支援対象外地域の見直しにより本市全 域が対象地域となった。

【担当課(室)】

産業観光局 企業誘致推進室 (TEL075-222-4239)

中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた支援体制の維持・強化【提案・要望】

○ 多くの中小企業は経営者の高齢化と後継者難に直面しており、それらに伴う廃業、雇用、技術の喪失といった課題を抱えていることから、中小企業がこれまで培ってきた価値ある経営資源を次世代に引き継ぐとともに、事業承継を更なる成長・発展を遂げるための契機とするため、事業承継・引継ぎに対する支援の一層の充実を要望。

【成果】

○ 事業承継税制の見直し(事業承継税制の最大活用を図る観点から、後継者の3年間の役員就任期間を特例措置に限り事実上撤廃)

【担当課(室)】

産業観光局 地域企業イノベーション推進室 (TEL075-222-3329)

原油価格・物価高騰等の影響により、経営が深刻な状況にある事業者等への継続した支援の充実

【提案・要望】

- 物価高等の影響を踏まえた、幅広い業種を対象とする申請・活用しやすい支援制度の構築や要件緩和、及び事業再構築補助金など国が実施してきた支援策の継続・充実・再実施を要望。
- 燃料油をはじめ、エネルギーや資材等の安定供給及び価格低減に向けた 措置の実施や、適正な価格転嫁に向けた発注元事業者への指導と監視の徹 底に加え、受注企業が実際に価格転嫁できる環境づくりなど、中小企業等 を取り巻く環境整備に取り組むことを要望。

【成果】

- 成長加速化補助金など中小企業の生産性向上や省力化投資、新事業創出 支援に係る補助制度の創設・拡充
- 各種給付金・支援金制度の創設(持続化給付金、家賃支援給付金、一時支援金、月次支援金、事業復活支援金、事業再構築補助金の創設)
- 各種給付金・支援金制度の申請期間延長(持続化給付金(1ヶ月)、家賃 支援給付金(1ヶ月)、一時支援金(約2週間)、事業復活支援金(約2週間))
- 事業再構築補助金の拡充(「物価高騰対策・回復再生応援枠」の措置など)、 継続
- 燃料油価格の激変緩和事業の継続
- 適切な価格転嫁の実現に向けた中小企業取引対策事業の継続

【担当課(室)】

産業観光局 地域企業イノベーション推進室 (TEL075-222-3329)

雇用調整助成金等の継続

【提案・要望】

○ 雇用の維持・継続を図るため、雇用調整助成金などの支援策を継続することを要望。

【成果】

○ 雇用調整助成金の特例措置、緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金について、経過措置等を含め、令和5年3月末まで延長することとなった。

【担当課(室)】

産業観光局 産業企画室 (075-222-3756)

民間金融機関による実質無利子・無保証料融資の実施期間延長 【提案・要望】

○ 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴い、経営が厳しさを増す 中小企業・小規模事業者等を下支えするため、民間金融機関による実質無利 子・無保証料融資の実施期間延長を要望。

【成果】

○ 令和2年12月末に期限を迎える民間金融機関による実質無利子・無保証料融資について、令和3年3月末まで延長することとなった。

【担当課(室)】

産業観光局 産業企画室 (075-222-3325)

金融支援の更なる充実と事業者等の負担軽減に向けた支援

【提案・要望】

○ 資金繰りが厳しい事業者の既往債務について、実情に応じた柔軟な対応 ができるよう、事業者の負担軽減に向けた金融支援制度の拡充を要望。

【成果】

○ 国の「中小企業活性化パッケージ NEXT」(令和4年9月8日閣議決定)において、借換保証など、中小企業の返済負担軽減策を検討することについて明記され、令和5年1月10日に、民間ゼロゼロ融資等の返済負担軽減のための保証制度(コロナ借換保証)が施行された。

【担当課(室)】

産業観光局 産業企画室 (TEL075-222-3325)

IT 導入補助金の補助対象拡大

【提案・要望】

○ 中小企業等のデジタル化や、DX (デジタルトランスフォーメーション)を 推進するため、IT 導入補助金の要件緩和や補助対象の拡大など、国におい て取り組んでいる施策の柔軟な運用を要望。

【成果】

- 令和3年度補正予算にて、IT 導入補助金の補助対象にPC・タブレット等の購入費用が追加されるとともに、クラウド利用料の補助が2年分に拡充された。
- 〇 令和4年度第二次補正予算にて、安価なツール導入も支援するため、同補助金における補助下限額(5万円)が撤廃された。

【担当課(室)】

産業観光局 産業イノベーション推進室 (TEL075-222-3339)

同一労働同一賃金の実現に向けた支援の充実

【提案・要望】

○ キャリアアップ助成金を、企業にとって分かりやすい制度とするととも に、助成額の嵩上げや、企業に対する活用の働きかけなど、同一労働同一賃 金の実現に向けた支援を充実することを要望。

【成果】

○ キャリアアップ助成金について、有期雇用労働者等を正社員化した場合の助成額の引上げや、有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を増額改定し、一定以上賃金を引き上げた場合の助成額の引上げなどが行われた。

【担当課(室)】

産業観光局 産業企画室(075-222-3756)

修学に係る経済的負担軽減策の充実

【提案・要望】

○ 高等教育の修学支援新制度の着実な実施をはじめとする修学に係る経済 的負担軽減策の充実を要望。

【成果】

(給付型奨学金事業の着実な実施)

○ 平成 29 年度に給付型奨学金制度が創設され、経済的理由により進学を断念している者の進学を後押しするため、(独)日本学生支援機構に基金を造成したうえで平成 30 年度から本格実施することとされた。

(無利子奨学金事業の着実な運用)

○ 無利子奨学金について、令和6年度予算でも引き続き、意欲のある学生等が経済的理由により進学を断念することがないよう、「無利子奨学金の貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与の確実な実施」をすることとされた (無利子奨学金貸与人員50.3万人)。

(高等教育の修学支援の着実な実施)

- 令和元年5月に成立した「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき、令和2年4月より、「高等教育の修学支援新制度」が実施された。本制度では、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯で、大学・短期大学・高等専門学校・専門学校に通う学生等を対象に、授業料減免制度の創設と併せ、給付型奨学金の支給額が大幅に増額された。
- 令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」において、以下の高 等教育費の負担軽減策が盛り込まれた。

<令和6年度開始>

- 「高等教育の修学支援新制度」の対象を多子世帯や理工農系の学生等の中間層(世帯年収約600万円)へ拡大
- ・ 貸与型奨学金における減額返還制度の利用可能な年収上限の引き上 げ
- ・ 大学院(修士段階)の学生を対象とした授業料後払い制度の導入

<令和7年度以降開始>

- ・ 令和7年度から、多子世帯の学生等は授業料等を無償化
- ・ 令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」では、「授業料後 払い制度」は、学部段階への本格導入に向けた更なる検討を進め、今後 の各般の議論を踏まえ、速やかに結論を得るとしている。

(コロナ禍における経済的支援策の実施)

○ 真に支援が必要な住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯で、大学・短期 大学・専門学校等に通う学生等を対象に、授業料や入学金の減免に加え、給 付型奨学金の支給額及び対象者を大幅に拡大する高等教育の修学支援新制 度について、新型コロナウイルス感染症による家計急変にも対応できるよ う運用を拡充し、随時支援を実施された。

- 日本学生支援機構が実施している無利子奨学金及び有利子奨学金について、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した者を対象に随時申込の受付がなされた。
- 家計急変により、授業料等の支払いが困難となった学生等を対象として、 各大学等が実施する授業料減免等に対して支援がなされた。
- 一定の要件を考慮したうえで、大学等での修学の継続が困難になっている学生等が修学をあきらめることがないよう、「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』が支給された(学生1人当たり最大20万円を支給)。
- 修学の継続が困難になっている学生等が緊急的に新たに有利子奨学金の 貸与を希望する場合に、利子を補填した実質無利子化がなされた。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にある学生等の学びを継続するため、一定の要件を考慮したうえで、学生1人当たり 10 万円を支給する「学生等の学びを継続するための緊急給付金」が実施された。



(参考) 大学学部生の奨学金受給割合(全国)の推移(平成16年度~令和4年度) 出典:独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)「学生生活調査」

【扣当課(室)】

総合企画局 総合政策室 大学政策担当 (TEL075-222-3103)

国家戦略特区への地域指定



【提案・要望】

○ 医療等の国際イノベーション拠点形成に資する国家戦略特区への地域指 定を要望。

【成果】

○ 平成26年5月に国家戦略特区の指定を受ける。

【関連 HP】

「国家戦略特区」「外部リンク」

【担当課(室)】

総合企画局 都市経営戦略室 (TEL075-222-3981)

総合特区の指定



【提案・要望】

○ 地域経済の活性化を推進するために「京都市地域活性化総合特区」の指 定及び規制等の特例措置等の実現を要望。

【成果】

- 平成23年12月に国の指定を受ける。
- 平成25年4月からは、民間事業者による旅館、ホテル等の施設整備に対して、国の金融上の支援措置(利子補給金制度)が活用可能となった。
- 平成 25 年 11 月には、特例措置が実現し、国内で唯一、京都市内に限って、外国人料理人が働きながら日本料理を学ぶことが可能となった。
- 平成29年3月には、外国人料理人の在留期間の延長が実現した(「2年以内」から「5年以内」)。
- 平成31年1月には受入対象の拡大が実現し、現行の「海外の所属機関から業務の一環として派遣される」外国人に加え、農林水産省が定める「海外における日本料理の調理技能の認定に関するガイドライン」に基づき、「シルバー以上の調理技能認定」を受けている外国人を新たに追加し、併せて1事業所当たりの受入人数の上限を「2人以内」から「3人以内」に拡大した。
- 令和4年4月には外国人料理人の1事業所当たりの受入人数の上限が「3人以内」から「6人以内」に拡大した。

【関連 HP】

「特例措置の実現」「外部リンク」

【担当課(室)】

総合企画局 都市経営戦略室 (TEL075-222-3981) 産業観光局 観光 MICE 推進室 (TEL075-746-2255)